

政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会

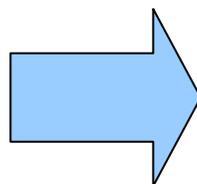
－農林水産省説明資料－

1. 独立行政法人農林水産消費技術センター . . . 1
2. 独立行政法人肥飼料検査所 . . . 4
3. 独立行政法人農薬検査所 . . . 7
4. 独立行政法人種苗管理センター . . . 10
5. 独立行政法人家畜改良センター . . . 21
6. 独立行政法人林木育種センター . . . 27
7. 独立行政法人水産大学校 . . . 30

独立行政法人農林水産消費技術センター

政策課題

- 食品、農林水産物などに対する消費者の信頼の確保
- 食品の安全性の確保
- 生物の多様性の確保



国が果たすべき役割

- 食品等の品質・表示の適正化による消費者の合理的な選択の実現
- 科学的な知見に基づいた食品安全行政の推進
- 我が国における遺伝子組換え生物等の拡散の防止
- 食品等の品質・表示、安全性に関する正しい情報の提供

センターの主な業務

1 JAS法に基づく

- (1) 強制的な立入検査の実施などによる不正な食品表示や不正なJASマークの監視・取締
- (2) 登録認定機関や認定事業者に対する指導監督
- (3) JAS規格の見直しに必要な客観性の高いデータを提供するための調査分析

2 食品安全行政推進のため、

- (1) その前提となるリスク分析・リスク管理のための有害物質の調査
- (2) 危機発生時における農林水産大臣からの緊急時の要請への対応

3 遺伝子組換え生物の拡散を防止するためのカルタヘナ法に基づく立入検査等

4 消費者への情報提供や食品表示110番による情報収集など消費者対応業務

センターの業務の特性

◆JAS法関連業務

- 偽装表示を摘発し、指示、命令などの措置を講じるための立入検査や任意調査は、証拠隠滅の恐れがあることから迅速かつ実効性ある対応が必要
- 民間の食品事業者への企業秘密に接する機会が多く、高いレベルでの守秘義務の遵守が必要
- 強制力を伴い、被検者に大きな影響を与える立入検査等の実施には、公正中立性の確保が必要不可欠であり、私企業からの隔離が徹底される必要

◆リスク分析・管理に必要な有害物質の調査等の業務

- 国民の健康を保護するため国が規制措置を行うこと的前提となるものであり、高い客観性や公正中立性が確保される必要
- 国民の安全を確保するために緊急に行うものであり、迅速かつ実効性ある対応が必要

◆カルタヘナ法に基づく立入検査等の業務

- 遺伝子組換え生物等の拡散を防止するための規制措置を国が講じるために実施するものであり、迅速かつ実効性ある対応が必要
- 強制力を伴い、被検者に大きな影響を与える立入検査等の実施には、公正中立性の確保が必要不可欠であり、私企業からの隔離が徹底される必要
- 国際条約の適確かつ円滑な実施を担保するためのものであり、迅速かつ実効性ある対応が必要

◆消費者対応業務

- 食品表示の監視業務等の実施を支えるものであり、特定の事業者、業界に偏らない公正中立性の確保が必要
- 情報提供者自身の情報を秘匿する必要

見直しを検討する事項

◆組織の形態

センターの業務には迅速かつ実効性ある対応が求められるが、企業秘密の秘匿、私企業からの隔離による公正中立性の確保等について、立入検査等の際に被検者の理解と納得が即座に得られなければ迅速な対応が困難であることから、今後とも、特定独立行政法人の形態を維持する必要

◆重点化など

- 1 残留農薬の調査分析に要する時間の削減、新たな表示ルールが定められた加工食品の検査の重点的な実施など中期目標で求められた事項について、現在までのところ、目標を上回る達成状況
- 2 第162回国会で成立した改正JAS法（6月22日公布。平成18年3月1日施行）により、センターの業務について必要な見直し
 - ・ JAS格付及びJASマーク貼付の業務を廃止
 - ・ 登録認定機関に対する登録時の調査及び立入検査の新設

◆アウトソーシング

JAS規格見直し作業のためのアンケート調査の発送や回答の集計作業など専門技術的知見を必要としない作業について、外部委託（アウトソーシング）を検討

独立行政法人肥飼料検査所

《肥料・飼料の特徴》

- ★肥料・飼料は、食料の安定生産に不可欠な資材
- ★農畜産物、廃棄物、副産物などの混合物として製造されるため、有害成分が混入しやすく、品質も不安定
- ★仮にBSEの原因となる異常プリオンたんぱく質やカドミウムなどの有害成分が混入した場合、食品を通じて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれ

《政策課題》

- ★食品の安全性の確保
- ★農畜産物の安定供給

《国が果たすべき役割》

- ★有害成分が混入した製品の生産・流通・使用の防止

《社会状況の変化》

- ★BSE発生を契機にした食品の安全性に対する国民の関心の高まり
- ★リスクの増大と緊急時の対応の増加

《事務・事業の内容》

有害成分が混入した肥料・飼料の生産・流通・使用を防止するため、「肥料取締法」、「飼料安全法」等に基づき、

★肥料の登録時の調査

★飼料添加物の検定

★製造現場等への立入検査

★原料・製品の収去・分析

★飼料添加物試験施設の
GLP(優良試験所規範)査察

《業務の特性》

製造・販売の禁止、回収等、事業者にとって大きな経済的負担を伴う登録・行政処分的前提となる業務

★国との一体性

食品の安全性の確保のためのリスク管理措置の一環として国と一体となって実施

★中立公正性

科学的根拠に基づき厳格に実施

★秘密の厳守

登録時の調査、立入検査時には、原料、製造工程、関係書類等企業秘密を対象

★被検査者の理解・協力

無通告で製造現場等への立入検査を実施し、所有権の有無に係わらず無償でサンプルを収去、緊急時には製品の出荷停止等を現場で指示

★国際的な信用（GLP査察）

協定に基づきEUと試験結果を相互に承認

《施設・職員の特徴》

★高度に特化した専門機関

立入検査で収去した製品中の有害成分を迅速に定量・評価するため、技術的・専門的に高度に特化

《見直しを検討する事項》

- ★肥飼料検査所の業務は、中立公正性、守秘義務、被検者の理解・協力が不可欠なため、今後とも、特定独立行政法人の形態を維持する必要
- ★リスクの高い肥料・飼料へ検査を重点化するとともに検査精度を向上
例：動物由来の肥飼料、汚泥などを原料とした有害物質を含むおそれがある肥料、遺伝子組換え体を含む輸入飼料等
- ★分析技術の高度化などによる検査時間の短縮等効率化・合理化
- ★試薬の調製等の作業のアウトソーシング等を検討

独立行政法人農薬検査所

《農薬の特徴》

- ☆純度の高い新規の化学物質であり、品質は安定しているものの強い毒性
- ☆食品に残留する農薬の摂取等により人の健康に重大な影響を及ぼすおそれ

《政策課題》

- ☆ 食品の安全性の確保
- ☆ 農産物の安定供給
- ☆ 農薬検査の国際調和

《国が果たすべき役割》

- ☆ 安全性が確認されていない農薬の製造防止
- ☆ 農薬の安全な使用の確保
- ☆ 農薬GLP制度の着実な実施、OECD等の国際会議への参画

《農薬に関する制度改正》

1. 農薬取締法の改正

15年3月より登録されていない農作物に対する農薬の使用が禁止されたため、マイナー作物の農薬登録の促進が急務

2. 食品衛生法の改正

残留農薬基準が18年5月にポジティブリスト化(既登録農薬を含む全ての農薬について暫定基準を設定し、一定期間内に評価)

《事務・事業の内容》

○ 農薬の登録検査

- ・農薬の安全性に関わる膨大な試験データについて検査・評価
- ・農薬使用基準案を策定
- ・農薬登録情報の提供

○ 立入検査等の実施

- ・製造者等に対する立入検査を実施

○ 国際調和に係る業務

- ・登録申請データの信頼性確保のための農薬GLP査察
- ・農薬検査の国際調和に対応するため、OECD等の国際会議への出席

《業務の特性》

農薬登録という国の許認可に直結製造者等への立入検査は公権力の行使を伴う

★国との一体性・中立公正性

食品の安全性に大きな影響を及ぼす農薬の安全性確保のため国との一体性、高度な中立・公正性の下での厳格な検査

★守秘義務

登録申請データは製造方法、補助成分の配合、製造工程等の企業秘密であり、秘密を厳守することが不可欠

★国際的な信用

- ・欧米主要国においても農薬登録は公務員が実施
- ・優良試験所規範（GLP）は、OECD加盟国間で国の機関が相互査察
- ・OECD等の国際会議において、科学的・技術的な作業・交渉に積極的に参画し、我が国の意見を反映させる必要

《施設・職員の特徴》登録検査時に毒性、残留性等のデータを的確に評価し、栽培現場の実情を踏まえた使用基準を策定するため、化学から栽培現場の実態まで幅広い分野の専門的知識や実際の検査経験を有している。

《見直しを検討する事項》

☆中立公正性、守秘義務、国際的な信用の確保が
不可欠なため、今後とも、特定独立行政法人の形
態を維持する必要

☆ 制度改正に迅速に対応するため、資源の集中を図り
つつ、以下の事項を検討

○分析技術の高度化などによる検査精度の向上、検
査時間の短縮等効率化・合理化

○試薬の調製等の作業のアウトソーシング等を検討